

市民税・県民税の申告

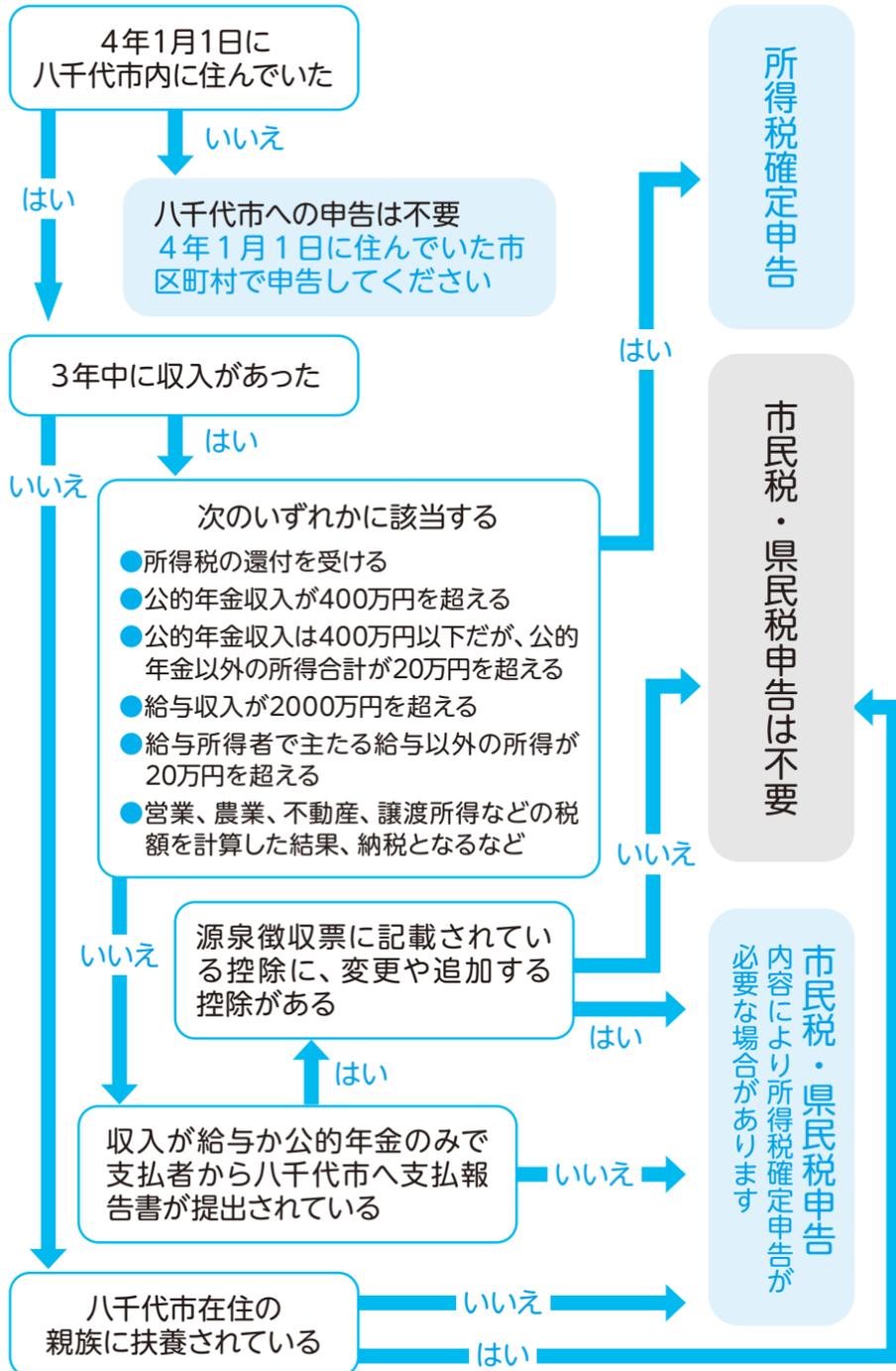
新型コロナウイルスの影響により、申告書の作成相談などが中止や変更になる場合がありますので、市ホームページなどで最新の情報を確認してください。

八千代市役所市民税課 ☎483-1151 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

申告が必要な人 チャートで申告が必要か確認してください

会場・受付 2/1(火)~3/15(火)に市役所で
※今年から会場が変更

スタート



※収入がない人でも、国民健康保険料などの各種保険料の申告や、非課税証明書の申請には申告が必要です。
※市内に居住していない人でも、4年1月1日現在、市内に事業所・事務所または家屋敷がある人は申告が必要です。

多目的棟会議室
土・日・祝日を除く
8:30~17:00
開始前の受付待ちはご遠慮ください

- 作成済み申告書の提出
- 申告書の作成相談

市役所敷地内に新設された、多目的棟会議室が会場となります。マスクの着用や消毒、検温、距離の確保にご協力ください。市民税課へ郵送で提出することもできます。作成済み申告書の提出は、支所・連絡所でも受け付けています(申告書の作成相談はできません)。

手続き 必要書類を整えて提出してください

- 必要書類
 - 申告書 (会場にも置いてあります)
 - マイナンバーカード (または番号確認書類と本人確認書類)
 - 源泉徴収票などの収入や経費がわかる書類
 - 国民年金、介護保険、健康保険など社会保険料の領収書や証明書
 - 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳や療育手帳など
 - 医療費控除の明細書など※領収書の添付や提示では適用できません
- 郵送での提出にご協力を。申告書はホームページから印刷できます
市民税・県民税申告書などについては、市ホームページから印刷してご利用いただくことも可能です。新型コロナウイルス感染症などの拡大防止のため、できる限り郵送での提出にご協力をお願いします。
【郵送先】 〒276-8501 大和田新田312-5 八千代市役所市民税課

■上場株式等に係る配当所得などがある人は 確定申告と市民税・県民税申告で異なる課税方式を選択する場合、①市民税・県民税申告書、②市民税・県民税申告書(上場株式等の所得に関する課税方式選択申出書)、③確定申告書と特定口座年間取引報告書など市民税・県民税が源泉徴収されていることがわかる資料の写しの3点が必要です。異なる課税方式を選択すると国民健康保険料などが変わることがあります。配当所得などの取引が特定口座のみで、全て異なる課税方式を選択する場合、確定申告書第2表の記載でも異なる課税方式を選択できますが、申告内容により上記3点が必要な場合があります。

国民年金保険料の追納は済んでいますか

学生納付特例や納付猶予、免除制度の承認を受けている場合は、10年以内であれば後から保険料を納付すること(追納)ができます。追納をすると、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。
ただし、3年度目以降に追納する場合は加算額が上乗せされますので、早めに追納することをおすすめします。申し込みは、国保年金課へ年金手帳を持参してください。(国保年金課 ☎421-6744)

「納付忘れて延滞金が…」市税は口座振替で期限内納付

納付方法を口座振替にすることで納付忘れ防止と金融機関等に行く手間を省けます。

固定資産税・都市計画税第1期からまたは全納での口座振替を希望する人は各申込方法の期限までに申し込んでください。

- ①金融機関で口座振替依頼書を提出…2月末まで、
- ②市役所・支所でペイジーで申し込み…3月末まで。キャッシュカード(IC専用は取り扱いできません)が必要です。磁気が弱いカードは読み込めない場合があります、
- ③八千代市ホームページから申し込み…3月末まで。右のコードから (納税課 ☎421-6726)

原動機付自転車・軽自動車などの名義変更は済んでいますか

原動機付自転車・軽自動車などの軽自動車税(種別割)は、4月1日時点の所有者か使用者に課税されます。
譲渡などによる所有者の変更、市外への

転出、所有者の死亡、盗難などに該当する場合は、次の場所で名義変更や廃車など早めに手続きをしてください。

- ▶手続きの場所 排気量125cc以下の原動機付自転車など…市民税課、排気量125cc超の二輪車…習志野自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2024、軽自動車…軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所 ☎050-3816-3115 (市民税課)

償却資産の申告は済んでいますか

4年度償却資産申告書(固定資産税)の提出期限は1月31日までです。
まだ申告が済んでいない人は、資産税課へ早めに申告するようお願いします。これから申告書を提出する人は、納税通知書の発送が遅れる場合があります。(資産税課 ☎421-6693)